

広島県立びんご運動公園における公募対象公園施設の設置場所の変更について

1 要旨・目的

広島県立びんご運動公園（以下「びんご運動公園」）において整備を進めている宿泊施設について、運営事業者（以下「事業者」という。）からの提案を踏まえ、立地や眺望を最大限に活かした、より魅力的な施設とするため、設置場所の変更を行う。

2 現状・背景

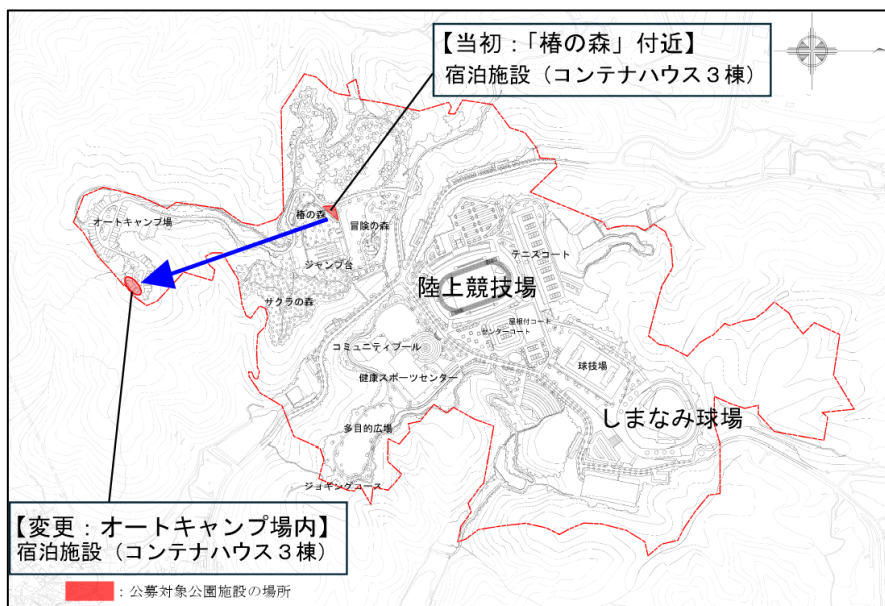
県立公園の戦略的な運営・管理の方針として令和3年度に策定した「ひろしま公園活性化プラン」に基づき、びんご運動公園において民間活力を導入した施設整備や公園管理運営の品質向上、新たなサービス創出による魅力の向上を図るため、Park-PFI 制度と指定管理者制度を活用し、利用者の利便性向上に資する公募対象公園施設の整備・管理運営と公園全体の管理運営を担う事業者を令和6年9月に決定した。

現在、事業者から公募対象公園施設として提案のあった宿泊施設（コンテナハウス3棟）を園内の「椿の森」付近に設置すること等を記した公募設置等計画について、都市公園法第5条の5第1項の規定に基づき、県が認定している。

3 変更の内容

宿泊施設の設置場所の変更を行う。なお、宿泊施設の規模・内容等については、変更しない。

(1) 設置場所の変更



(2) 変更理由

現行計画は、園内主要道路や各種公園施設に近接し、利便性の高い「椿の森」付近への設置としているが、詳細な現地測量や設計を行った結果、立地や眺望を最大限に活かし、より魅力的な宿泊施設づくりが可能となるオートキャンプ場内へ設置場所を変更したいと事業者から提案があり、現行計画よりも優れていることから、設置場所を変更した公募設置等計画を認定することとした。

なお、事業者を決定した際の選定委員からも現行計画より優れているとの意見をいただいている。

4 今後の予定

今回の変更内容は、県HPで既に公表しているところであり、宿泊施設については、令和8年3月までに設置し、4月からの供用開始を予定している。

1 びんご運動公園における公園施設整備の概要

Park-PFI 制度及び指定管理者制度によるびんご運動公園の公園施設（公募対象公園施設、特定公園施設等）の整備や管理運営及び費用負担、所有権に関しては次表のとおり。

施設の種類	整備目的・内容等	本県の費用負担	所有権
公募対象公園施設	宿泊機能の強化 (事業者の提案：コンテナハウス3棟)	なし（事業者による全額負担）	事業者
特定公園施設	新たなスポーツ機能の強化 (事業者の提案：スケートボードなどのアーバンスポーツ施設及び駐車場の整備)	178,090 千円	県
公募対象公園施設を除く公園全体	指定管理者による管理（19 年間）	3,426,555 千円 (年額180,345千円)	県

2 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。

事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

